

令和5年度

脱炭素化に向けたスコープ3対応・中小企業支援ファンド・オブ・ファンズ

(FoF)

無限責任組合員募集要項

令和5年7月

東京都産業労働局金融部

脱炭素化に向けたスコープ3対応・中小企業支援ファンド・オブ・ファンズ (FoF)
無限責任組合員募集要項

第1 本事業の目的

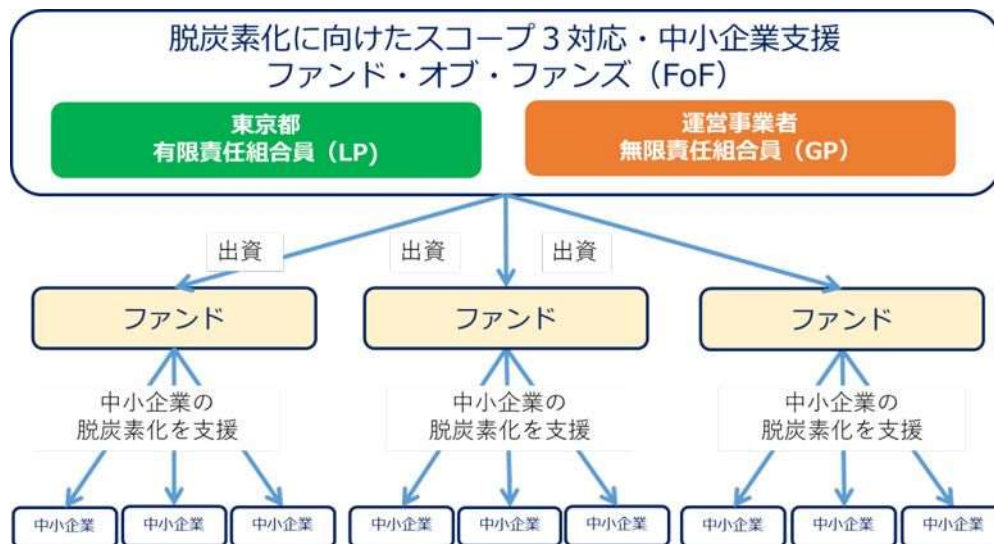
気候危機が一層深刻化する中、世界は、2050年 CO₂排出実質ゼロという共通のゴールに向けて、急速に歩みを進めている。2050年ゼロエミッションの実現に向けては、2030年までの行動が極めて重要となっている。

東京都は、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減(2000年比)する、「カーボンハーフ」を表明するとともに、この実現に向けて、2019年に策定・公表した「ゼロエミッション東京戦略」をアップデートし、取組を加速させている。

また、個別企業に目を向けると、グローバルな大企業が次々とサプライチェーン全体でカーボンニュートラルを宣言しており、サプライチェーンを構成する中小企業もスコープ3対応としてカーボンニュートラルを迫られている。これにより、中小企業にとって、脱炭素化に取り組むコストは取り組まないコストよりもはるかに大きくなってきている。

そこで東京都は、新たにファンド・オブ・ファンズ(FoF)を設立する者を募集し、主にプライベート・エクイティファンドへの出資を通じて、大企業のスコープ3対応として脱炭素化を迫られている中小企業に加え、将来的な対応を見据え脱炭素化に取り組む中小企業を支援する。さらに、インパクトレポートの策定等により、カーボンニュートラルに対するファンドの支援活動の貢献を評価・発信していくこととする。

【ファンドスキームのイメージ】



- ※ 募集対象は、上記図の東京都がLP出資するファンドを組成・運営する無限責任組合員
- ※ ファンドスキームの詳細な要件は、別紙要件を参照のこと。
- ※ なお、上記図はイメージを示したものであり、ファンドスキームを上記図に限定するものではない。

第2 ファンド・オブ・ファンズ(FoF)の無限責任組合員の役割

- 1 脱炭素化(カーボンニュートラル)に取り組む中小企業を支援するファンドへの出資
- 2 出資先ファンドの選定及び出資後のモニタリング
- 3 出資先ファンドを通じた中小企業の脱炭素化の取り組みや実績(温室効果ガス削減量)等についてのインパクトレポートの作成とその発信

第3 応募資格

- 1 応募時点で以下の全ての条件を満たす法人等
 - (1) 金融商品取引法その他のファンド規制を遵守して、自らが無限責任組合員となり、本要項を満たすファンドを組成し運用を行うことのできるもの。

なお、東京都は適格機関投資家でないことから、応募にあたり応募者(FoFの無限責任組合員)は、東京都が有限責任組合員として出資する際に必要な法的要件(第二種金融商品取引業、投資運用業等)を備える必要があることに留意すること。
 - (2) 中小企業を支援するファンド、又は当該ファンドを対象とするFoFの運営事業者として十分な経験と実績を有するもの。なお、運営事業者の設立から十分な期間が経過していないなど、ファンド運用の実績が示せない場合は、マネージャー等が有する前職以前の実績を提示することで差し支えない。
 - (3) 「令和5年度 脱炭素化に向けたスコープ3対応・中小企業支援ファンド・オブ・ファンズ(FoF)無限責任組合員募集における主な要件」(別紙3)を満たしているか、又は満たすことのできるファンドを運用している、若しくは運用する予定であるもの
 - (4) 本事業に関する東京都からの調査業務受託者と応募者との間に、何らかの利害関係※又はその可能性がある場合は、応募者は、本事業において生じうる利益相反関係を事前に申告し、対応策の構築方針を東京都に報告しなければならない。
- ※本件における「何らかの利害関係」とは、以下のとおりとする。
- ① 「資本関係」

次のいずれかに該当する場合

 - (ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。)の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 「人的関係」

次のいずれかに該当する場合

 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(会社更生法(平成14年法律第154号。以下同じ。)及び民事再生法(平成11年法律第225号。以下同じ。)の規定による管財人をいう。)を現に兼ねている場合
- 2 以下のいずれかに該当する法人等は応募することができない。
 - (1) 一般競争入札の参加者の資格(地方自治法施行令第167条の4)に規定された各号の要件に該当するもの
 - (2) 東京都から指名停止措置を受けているもの

- (3) 事業税その他租税の未申告・滞納があるもの
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始申立、又は民事再生法に基づく民事再生手続開始申立がなされているもの
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産者で復権を得ないもの
- (6) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けているもの
- (7) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされているもの
- (8) 応募者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法を行うなど、東京都が出資契約を締結する対象として社会通念上適切でないと判断されるもの

第4 審査

1 審査方法

(1) 一次審査(提出書類に基づく書類審査)

一次審査結果については、審査を通過した者に東京都から連絡を行う。

※ 一次審査では、これまでのファンド運営の実績及びファンド設立に向けた進捗状況、本事業の目的との整合性等について提出された書類に基づいて審査を行う。

(2) ファンド調査専門機関等による詳細調査

※ 詳細調査の際は、これまでのファンド運営におけるLP及び投資先(ファンドもしくは中小企業)へのリファレンス調査(それぞれ2社程度)を含むことに留意すること。

(3) 二次審査(審査委員会での審査)

二次審査を最終審査とし、結果については、採択の可否を書面にて通知する。

2 注意事項

- (1) 一次審査を通過した応募者は、二次審査において提案内容についてのプレゼンテーションと質疑を行うものとする。二次審査の詳細日程については、別途連絡する。
- (2) プレゼンテーション当日は、ファンド設立趣意書を基にプレゼンテーションを行うものとする。
- (3) 募集期間経過後の追加資料提出は原則として認めない。ただし、都が必要と認め追加で要求する資料についてはこの限りではない
- (4) 審査結果に関する問い合わせ(不採択の理由等)には一切応じない。

第5 募集スケジュール

1 募集期間

令和5年7月18日(火曜日)から8月1日(火曜日)午後3時まで

2 質問受付期間

令和5年7月18日(火曜日)から7月21日(金曜日)午後5時まで

募集要項等の内容等について、上記の期間内で質問を受け付ける。

(1) 質問方法

・質問を文章にて(様式自由)E-mailにより送付すること

E-mail(送付先): S0000480@section.metro.tokyo.jp

・口頭による質問は受け付けない

- ・メールの件名を「【脱炭素ファンド】(応募事業者名)・質問」とすること
- ・メール本文中に、回答の送付先(質問者の法人等名称・担当部署・担当者職氏名・E-mail アドレス)を記載すること(記載がない場合、回答を送付しない場合がある)

(2) 回答方法

質問者に対して、E-mail にて回答を送付する。なお、東京都が必要と判断した場合には、質問者全員に E-mail にて質問及び回答を送付する。

(3) 回答日

令和5年7月26日(水曜日)午後5時までに回答を行う。

3 書類提出受付期間

令和5年7月18日(火曜日)から8月1日(火曜日)午後3時まで

(1) 提出方法

受付期間内に下記の E-mail アドレス宛に電子メールで提出書類のデータ一式を送付すること。なおメールの件名を「【脱炭素ファンド】(応募事業者名)・書類提出」とすること。メールに添付するデータ容量が大きくなる場合はメールを分割して送付すること。(最大データ容量:8MB 程)

また、郵送での書類提出が必要な場合は受付期間内必着で下記宛先に送付すること。

(注意:持参及び FAX での提出は受け付けない。)

(2) 提出先及び問合せ先

東京都産業労働局金融部金融課ファンド担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 19 階北側

電話 03-5320-4796

E-mail: S0000480@section.metro.tokyo.jp

4 一次審査結果通知(通過者のみ)

令和5年8月28日(月曜日)まで(予定)

第6 提出書類

下記所定の書類を提出すること。

- 1 参加申込書(別紙1参照)・・・1部
- 2 ファンド設立趣意書(別紙2参照)・・・1部
- 3 法人の履歴事項全部証明書(写し・最新の会社情報を反映したもの)・・・1部
- 4 その他東京都が必要と認めた書類

第7 注意事項

- 1 東京都から資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行うこと。
- 2 審査プロセスにおいて東京都が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合(応募者として速やかな対応を行わない場合等)には、その後の審査は行わない。
- 3 東京都は必要に応じて金融分野に精通した外部専門家及びその他必要な者を審査委員に加えることができる。
- 4 東京都は、自らの裁量において、事前の予告なく、本要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等を行うことができるものとする。また、東京都は、本要項に定めるスケジュールや手続、又はこれら

の変更若しくは中止等によって生じる、いかなる損害、損失又は費用に対しても、一切の責任を負わないものとする。

第8 ファンド出資までの全体スケジュール(予定)

令和5年7月～8月	公募及び一次審査
令和5年8月～11月	ファンド調査専門機関等による詳細調査
令和5年12月頃	二次審査及び無限責任組合員選定
令和6年2月頃	東京都による FoF への出資

(別紙1)

令和 年 月 日

参加申込書

東京都知事 宛

会社名

代表者名

当社は、「令和5年度 脱炭素化に向けたスコープ3対応・中小企業支援ファンド・オブ・ファンズ (FoF) 無限責任組合員募集」において、「令和5年度 脱炭素化に向けたスコープ3対応・中小企業支援ファンド・オブ・ファンズ (FoF) 無限責任組合員募集要項」(別紙を含みます。)に記載の全ての事項(「令和5年度 脱炭素化に向けたスコープ3対応・中小企業支援ファンド・オブ・ファンズ (FoF) 無限責任組合員募集における主な要件」(募集要項別紙 3)に記載の要件を含みます。)を承諾した上で、下記のとおり参加申込みいたします。

記

1 設立するファンドの組合員構成(以下のいずれかに○を付けてください)

- (1) GP(1社)、LP(東京都のみ)
- (2) GP(1社)、LP(東京都及び適格機関投資家)
- (3) その他

2 GPの登録ライセンス(以下、該当する項目に○をつけてください)

- (1) 第二種金融商品取引業
- (2) 投資運用業
- (3) 該当なし

3 想定出資約束金額総額内訳 (※有限責任組合員は東京都を除く) (単位:億円)

組合員区分	組合員名	出資予定額	出資確定額
無限責任組合員			
有限責任組合員			
合計			

4 本事業の担当者

氏名	所属	電話番号	メールアドレス

5 添付書類(電子ファイル又は郵送)

(1) 参加申込書・・・1部

(2) ファンド設立趣意書(募集要項別紙2参照)・・・1部

(3) 法人の履歴事項全部証明書(写し・最新の会社情報を反映したもの)・・・1部

(4) その他東京都が必要と認めた書類

(別紙2)

ファンド設立趣意書への主な記載内容 ＜脱炭素化に向けたスコープ3対応・中小企業支援ファンド・オブ・ファンズ＞

□以下の1～4の項目についてまとめた電子データを設立趣意書として提出すること。なお電子データのフォーマットは問わない(PowerPoint、PDF、Word等)。

1 運営会社の状況

- (1) 会社の業歴
- (2) 経営者・役員の履歴
- (3) 会社の強み、競争優位性
- (4) 組織体制
- (5) 過去3期の決算状況(売上・利益・自己資本等)と今期の収支見込み
- (6) 過去3期の事業セグメント別の売上と利益の状況、今後の見通し

2 提案ファンドの詳細

(1) 基本概要

- ① 概要(ファンド名称、ビークル形態、ファンド規模、スキーム等)
- ② 投資内容(投資テーマ、投資対象等)
- ③ 期間(存続期間、投資期間)

(2) 投資体制

- ① 投資委員会メンバー(議決権を持つ者)について(略歴、在籍年数、ファンドへのコミットメント額)
- ② マネージャー、各投資担当者・他メンバーについて(略歴、在籍年数、投資実績、総就労時間に対する本事業へ従事する時間の割合)
- ③ チームの強み(競争優位性等)
- ④ 体制安定化のための手法(メンバーのターンオーバー等)

(3) 管理・レポーティング体制

- ① ミドル・バック各担当者について(略歴、専門分野等)

※外部委託している場合は委託先の体制を含む

- ② コンプライアンス監視体制(内部体制、外部顧問弁護士との契約の有無等)

(4) 投資プロセス

- ① 投資戦略
- ② ソーシング・案件のスクリーニングの手法
- ③ ハンズオン支援の手法
- ④ 投資先のモニタリング手法
- ⑤ Exit戦略

(5) 政策的意義

- ① 本事業において想定する投資先ファンド(GP)

- ② 投資先ファンド（GP）の具体的な脱炭素化のテーマへの取組イメージ等
- ③ インパクトレポート（主な内容、作成体制、準拠する基準 等）
- ④ 都のファンドテーマとの関連性（本事業を通じて都の政策課題解決にどのように寄与できるか 等）
- ⑤ ESG 投資への取り組み

※なお、ここでの「ESG 投資」とは国際連合が立ち上げた PRI (Principles for Responsible Investment) が目指しているものを指す。

(6) ファンドに係る費用、報酬

- ① 管理報酬の料率
- ② その他の費用（設立費用、インパクトレポート費用、追加出資に伴う費用 等）
- ③ キャリード・インタレスト、ハードルレート等の料率、条件

(7) 本事業と他の事業との間における利益相反の発生リスクとその対策

3 都が求める要件への対応

- (1) 都が有限責任組合員として出資する際に求められる法的要件（第二種金融取引業、投資運用業等）の整備体制
- (2) 都内中小企業要件への対応（コミット可能な割合）
- (3) その他、募集要項に定める諸要件への対応

4 これまでのファンド運営実績（トラックレコード等）

- (1) ファンド内容（中小企業を支援するファンド、又は当該ファンドを対象とする FoF に関するもの）
 - ① 概要（名称、形式、ファンドサイズ、LP 構成、投資件数 等）
 - ② 投資内容（投資テーマ、投資対象 等）
 - ③ 期間（存続期間、投資期間）
- (2) 投資成果
 - ① 投資倍率（ネット/グロス）
 - ② IRR（ネット/グロス）
 - ③ DPI（実現倍率）

※DPI=分配金累計金額/Paid In Capital

(3) ハンズオン支援の具体的内容

(別紙3)

令和5年度

脱炭素化に向けたスコープ3対応・中小企業支援ファンド・オブ・ファンズ(FoF) 無限責任組合員募集における主な要件

第1 基本概要

- 1 東京都は、脱炭素化(カーボンニュートラル)に取り組む中小企業支援を主な投資目的として、新たに設立されるファンド・オブ・ファンズ(FoF)に有限責任組合員(LP)として出資する。
 - (1) 東京都のFoFに対する出資約束金額は60億円とする。
 - (2) FoFは、少なくとも3以上のファンドに出資することとする。
 - (3) FoFの出資するファンドの投資対象企業は、当該ファンドが最初の投資を実行する時点において、金融商品取引所にその株式が上場されてはならない。
 - (4) FoFの出資するファンドが受け入れる出資総額は、それぞれ民間事業者等(※注)からのLP出資も得て、全ファンドの合計(FoFからの出資額を含む)で120億円以上となることとする。(※注)民間事業者及び東京都以外の公的機関
 - (5) FoFの法的形式は、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に基づく投資事業有限責任組合とする。
 - (6) FoFの無限責任組合員は、FoFを設立するに当たって、東京都が有限責任組合員として出資する際に必要な法的要件(第二種金融商品取引業、投資運用業等)を備えているものとする。(なお、東京都は適格機関投資家ではない点に留意すること。)
- 2 FoFは、投資先企業の脱炭素化の取り組みについてインパクトレポートを作成し、外部へ発信することとする。インパクトレポートは、FoFの出資するファンドが支援する投資先企業による脱炭素化に向けた取り組み、期待される貢献や実績について、データや数値等を示して年1回程度報告することを内容とする。
- 3 FoFの無限責任組合員は、FoFの出資するファンドが、この「令和5年度 脱炭素化に向けたスコープ3対応・中小企業支援ファンド・オブ・ファンズ(FoF)無限責任組合員募集における主な要件」において東京都が求める諸要件を全て受容することを出資前に確認することとする。

第2 FoFの出資するファンドについて

FoFの出資するファンドは、当該ファンドの第6事業年度末以降の毎事業年度末時点において、東京都内中小企業(注1及び注2に該当する企業)に対する投資金額の合計額が投資総額の70%(FoFに対する東京都出資比率が2分の1未満の場合には、当該東京都出資比率に1.4を乗じて得た割合又は50%のいずれか高い割合)以上となるように投資しなければならない。なお、ファンドの投資先企業が東京都内中小企業に該当するかについては、当該ファンドによる当該投資先企業に対する初回投資の時点において判断する。

(注1)独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年度法律第147号、その後の改正を含む。)第2条第1項各号に定義される中小企業であり、具体的には以下①から⑦のいずれかに該当するもの(以下「中小企業」という。)

① 卸売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が

1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

- ② サービス業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。ただし、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を主たる事業として営む者については資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人、旅館業を主たる事業として営む者については資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人
- ③ 小売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
- ④ 製造業、建設業、運輸業その他の業種(上記①から③までに掲げる業種を除く。)を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人。ただし、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)を主たる事業として営む者については、資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人
- ⑤ 企業組合
- ⑥ 協業組合
- ⑦ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号、その後の改正を含む。)第1条第2項で定める組合及び連合会

(注2)東京都内に事業所を置く中小企業

第3 出資金の払込方法・管理方法

- 1 FoFは、出資約束金額を確定した上での「一括払い」又は「キャピタルコールを含む分割払い」の方式であること。
- 2 東京都の出資金は、「一括払い」方式を原則とする。
- 3 FoFの無限責任組合員は、東京都が、FoFの設立に当たって、出資約束金額以外の形式での費用・手数料等(設立費用、管理報酬、追加出資における経過利息等)の支払いには応じられない点に留意すること。
- 4 「キャピタルコールを含む分割払い」方式を採用するFoFに「一括払い」方式によって払い込まれた東京都の出資金については、「組合口座」のある場合は、これとは別に「東京都専用プール口座」を開設し、キャピタルコールに応じて「組合口座」への振替送金とすること。
- 5 「東京都専用プール口座」を含む出資金用の口座を適切に管理し、プール口座の入出金等については、その詳細を毎四半期ベースにて東京都に報告すること。
- 6 ファンドは、東京都に分配した分配金の返還を求めないものとする。ファンドのポートフォリオ投資の処分に際して負担する補償債務等の支払のために、有限責任組合員に分配金の返還を求める場合には、東京都へ分配されるべき財産について、当該返還のために適切なりザーブ又はエスクロー口座等を設定すること。

第4 FoF及びFoFの出資するファンドに対する東京都の関与

- 1 FoFの無限責任組合員は、東京都が、オブザーバーとしてFoFの投資委員会に出席できる体制を確保する。また、東京都が、オブザーバーとしてFoFの出資するファンドの投資委員会又は投資検討会等に出席できる体制を確保する、若しくはFoFの無限責任組合員が、オブザーバーとしてFoFの出資するファンドの投資委員会に出席できる体制を確保することで、運用状況を適切にモニタリングできる態勢を確保する。
なお、FoFの無限責任組合員が、オブザーバーとしてFoFの出資するファンドの投資委員会に出席する場合、東京都と事前の打合せを実施し、出席後は投資委員会の内容について報告を行うものとする。
- 2 東京都は、定期的に外部専門家を活用しながら、FoF及びFoFの出資するファンドの運営状況並びにその投資先企業の経営状況の把握を行うなどのモニタリングを実施し、FoF及びFoFの出資するファンドの無限責任組合員との意見交換を行うことができるものとする。
- 3 東京都は、FoFの財務内容等の経営状況やコンプライアンス態勢について必要に応じ報告を求めることができ、FoFの出資するファンドの同様の情報についても必要に応じFoFを通じて報告を求めることができるものとする。

第5 報告義務

- 1 FoFの無限責任組合員は、投資先企業の脱炭素化に向けた取り組み、期待される貢献及び実績等を記載したインパクトレポートを定期的に作成の上、発信するものとする(詳細は、上記「第1 基本概要」第2項を参照。)
- 2 FoFの無限責任組合員は、東京都に対し、FoF及びFoFの出資するファンドの資産状況や投資先企業の概要等を記載した報告書を定期的に提出するものとする。
- 3 FoFの無限責任組合員は、東京都に対し、FoF及びFoFの出資するファンドに係る下記の事項に関し報告するとともに、東京都から要請があった場合には、投資活動に関する情報の開示を行うものとする。なお、下記の事項のうち、<FoF> (1)、(2)及び<FoFの出資するファンド> (1)については投資実行の翌月末まで、<FoFの出資するファンド> (2)については発生後遅滞なく、<FoFの出資するファンド> (3)及び(4)については年1回程度、並びに<FoFの出資するファンド> (5)については処分収入を得た翌月末までに報告を行うものとする。

<FoF>

- (1) 投資先ファンドの概要、投資戦略、投資先ファンドの主な契約条件等
- (2) 投資先ファンドの無限責任組合員の概要、投資担当者の略歴、並びにトラックレコード等

<FoFの出資するファンド>

- (1) 投資実行した場合の投資先企業の概要、投資額等
- (2) 投資先企業に発生した次に掲げる重要な事情の内容等
 - ① 投資時点で予定されていなかった、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、事業の休止又は廃止、破産、会社更生又は民事再生の手続開始申立等
 - ② 上場承認
- (3) 投資先企業の1年ごとの売上、利益、雇用その他の経営状況
- (4) 投資先企業に対するハンズオン支援の内容

- (5) 売却・償還等による処分収入を得た場合の売却先、売却方法、投資先企業の概要、売却額等

4 FoFの無限責任組合員は、東京都に対して運用報告会を年2回程度実施する。

第6 東京都の実施するアンケート及び事例紹介への協力義務

FoFの無限責任組合員は、東京都が、投資対象先に対して行うアンケートの発送及び回収、並びに事例紹介等について、合理的に可能な範囲で協力を行い、また、FoFの出資するファンドの無限責任組合員に対して協力を求めるものとする。

第7 その他

- 1 FoF及びFoFの出資するファンドの無限責任組合員において法令その他コンプライアンス遵守のための体制が整備されていること。
- 2 FoFは、アドバイザリーボードを設置し、GP、LPの他に都の指名する者(1名以上)をメンバーとすること。
- 3 FoFの無限責任組合員は、東京都が、東京都の定めた規則に従い会計処理を行うことに留意すること。
- 4 FoFの無限責任組合員は、東京都が、ファンド出資に際して法令、規則、公的機関による指導等を遵守する必要があることに留意すること。
- 5 東京都に対する組合財産の分配(清算人による分配を含む。)については、株式等の現物ではなく、金銭により行うこと。
- 6 FoF及びFoFの出資するファンドが利息及び配当金を受領する際には、源泉徴収義務者に対し、東京都は非課税法人であることを通知し、適正な法人税法上の処理を行わせること。
- 7 FoFの無限責任組合員は、東京都から検査・監査への協力を求められた場合、合理的に可能な範囲において協力を行い、また、FoFの出資するファンドの無限責任組合員に対して協力を求めること。
- 8 FoFの無限責任組合員は、東京都が、東京都及び東京都政策連携団体が行う中小企業向け支援施策との連携を要請した際には、合理的に可能な範囲において協力を行い、また、FoFの出資するファンドの無限責任組合員に対して協力を求めること。

第8 反社会的勢力への対応

- 1 FoF及びFoFの出資するファンドのすべての組合員が、それぞれの契約時点において、自己並びにその役員及び経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当しないこと、かつ将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを、表明し、保証すること。
- 2 上記1の表明保証又は誓約に違反があることが判明した場合には当該ファンドの組合員の除名事由に該当するものとするとともに、当該組合員が損害、損失等の補償義務を負うこと。
- 3 FoF及びFoFの出資するファンドの投資対象から反社会的勢力を除外すること。